

松江市告示第 261 号

松江市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成 17 年松江市告示第 139 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 4 月 1 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------|---|-------------|--|
| (補助金交付の目的) | | (補助金交付の目的) | |
| 第 3 条 略 | | 第 3 条 略 | |
| 略 | | 略 | |
| 交付対象建築物 | 松江市内に存する昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手された階数 2 階以下の木造住宅で、国、地方公共団体その他公的団体が所有する以外のものであって、建築基準法の規定(別に定めるものに限る。)に違反していないもの。ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築工事に着手されたものは、 <u>既存部分(増築部分が構造上別棟であるもの)</u> に限る。 | 交付対象建築物 | 松江市内に存する昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手された階数 2 階以下の木造住宅で、国、地方公共団体その他公的団体が所有する以外のものであって、建築基準法の規定(別に定めるものに限る。)に違反していないもの。ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築工事に着手されたものは、 <u>増築部分の延べ面積が、昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手された部分の延べ面積の 2 分の 1 以内のもの</u> に限る。 |
| <u>補助金の</u> | <u>耐震診断に要する費用に 40 分の 33 を乗じて得た額</u> とし_____ | <u>交付の率</u> | <u>補助率は補助対象事業費の 40 分の 33 _____とし(100 円未満</u> |

| | | | |
|-----------------------------|----------------------------------|-------------------------------|---|
| 額 | _____、3万3千円を_____限度 _____とする。 | 及び 限度 額 | の端数が生じたときは、これを切り 捨てる。)、3万3千円を補助限度 額とする。 |
| 終期 | 令和4年3月31日 | 終期 | 令和3年3月31日 |
| (実績報告) | | (実績報告) | |
| 第5条 略 | | 第5条 略 | |
| (1) 事業に係る費用の <u>請求書</u> の写し | | (1) 事業に係る費用の <u>請求明細書</u> の写し | |
| (2)～(4) 略 | | (2)～(4) 略 | |

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。